

# 外国人受入れの財政への影響と解決策

## ～平均年収を下回る外国人の永住は財政にマイナス

原英史, 黒澤善行, 五島知佳  
株式会社政策工房

Working Paper Series Vol. 2026-02

2026年1月

このWorking Paperの内容は著者によるものであり、必ずしも当研究所の見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で再録されてはならない。引用する場合は、著者名・発行年・題目および発行元名を明示しなければならない。

公益財団法人アジア成長研究所



# 外国人受入れの財政への影響と解決策<sup>1</sup>

## ～平均年収を下回る外国人の永住は財政にマイナス

原英史（株式会社政策工房）  
黒澤善行（株式会社政策工房）  
五島知佳（株式会社政策工房）

「外国人受入れは財政にプラス」とされがちだ。これは、近年増加している在留外国人の多くは「技術・人文知識・国際業務」（ホワイトカラーの就労資格）、「特定技能」、「技能実習」などの在留資格で<sup>2</sup>、概して年齢が若く、したがって税・保険料を支払う一方、医療費などはあまりかからないためだ。

しかし、当たり前だが、外国人も年をとる。今は若い外国人が高齢期まで日本で過ごすとすれば、高齢期には税・保険料の貢献はわずかになり、一方で多額の社会保障負担がかかる。そして、日本の現行制度では、就労資格で一定年数在留すれば永住資格を得る可能性があり<sup>3</sup>、また、実際に永住を希望する外国人は相当比率を占めるのだから<sup>4</sup>、「外国人も年をとる」ことを想定しなければならない。この場合、トータルで「財政にプラス」になるかどうかは定かではない。

また、外国人は必ずしも若年期に来日するわけではない。中高年になって来日し、そのまま永住に至るケースも少なくない。この場合、税・保険料の負担は十分なされないまま高齢期に入り、医療・介護サービスを1~3割負担（さらに高額療養費など）で受けることになる。「財政にプラス」になるかは疑わしい。

---

<sup>1</sup> 本稿は、制度・規制改革学会における外国人政策の検討に際して行った推計を基にしている。検討過程で、アジア成長研究所の八田達夫教授、昭和女子大学の八代尚宏教授、学習院大学の鈴木亘教授をはじめ、学会のメンバーから貴重なコメントを賜ったことに感謝したい。

<sup>2</sup> 2012年12月から2024年12月の間に、在留外国人総数は174万人増。在留資格別で増加の大きいのは、「技術・人文知識・国際業務」31万人増、「特定技能」31万人増、「永住者」29万人増、「技能実習」28万人増、「留学」22万人増（「在留外国人統計」より）。

<sup>3</sup> 「永住許可に関するガイドライン」では、要件として、「素行が善良」「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有する」などとともに、

- ・「原則として引き続き10年以上本邦に在留」
- ・「この期間のうち、就労資格（『技能実習』及び『特定技能1号』を除く）又は居住資格をもって引き続き5年以上在留」

を定めている。なお、高度人材については年数を短縮する特例がある。

<sup>4</sup> 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」（2024年度）によれば、在留外国人のうち永住を希望する（「ずっと日本に滞在したい」）比率は、「技術・人文知識・国際業務」で66.5%、「特定技能」で50.0%を占める。

本稿では、外国人が高齢期まで日本で過ごすことを想定して、外国人受入れの財政への影響を推計し、そのうえで講すべき方策を示す。第一節では推計の枠組み、第二節では分析のために想定する4タイプの外国人、第三節では各タイプの外国人に係る財政への貢献・負荷の推計を示し、第四節で、これに基づき講すべき方策を示す。

結論を先に言うと、日本人の平均年収を下回る外国人の永住や、中高年になって来日した外国人の永住は、財政にマイナスとなる可能性が高い。

この観点で、現行の外国人受入れ時の制度には欠陥があり、以下の2つの方策を早急に講すべきだ。

- ・永住資格の付与は、日本人の平均年収以上の外国人に限るべきだ。一方、人手不足に対応した比較的低年収の外国人の受入れは、期間限定・家族帯同不可とすべきだ。
- ・また、中高年になって来日する外国人には、平均的な医療・介護給付額の一括負担を求める制度を導入すべきだ。

## I 推計の枠組み

本稿では、外国人が高齢期まで日本で過ごすことを念頭に、外国人受入れの財政への影響を分析する。このため、「財政への貢献」と「財政への負荷」は、それぞれ次のように考え、日本での在留期間における累計額を算出する。

- ・「財政への貢献」は、税（所得税、住民税、消費税）及び社会保険料（医療、介護、年金）とする。ここで、所得税・住民税は、資産保有に伴う金融所得などは想定せず、勤労に伴う課税のみとする。
- ・「財政への負荷」は、医療、介護、年金、子どもの教育・子育てに伴う財政負荷の総計とする。例えば医療では、窓口で自ら負担する分を除き、医療保険等から給付される額を「財政への負荷」と扱う。

## II 想定する4タイプの外国人

上記の枠組みのもとで、

- ・「財政への貢献」は、日本でどの程度の期間、どの程度の収入を得るかによって異なる。これは、受入れ時に収入制限を課すなどの方策により<sup>5</sup>、政策的なコントロールの余地が大きい。
- ・一方、「財政への負荷」は、どの程度病気がちか、子どもを何人育てるかなどにより個人差がある。これは基本的に（来日時に重大な病気を抱えているといったケースは別と

---

<sup>5</sup> 日本の現行の永住制度においても、「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有する」が要件とされ、運用上の目安は「(扶養家族のない場合で) 300万円」とされている。また、例えば欧州諸国では、長期在留の認められる高度人材（EUブルーカード）につき、「国内平均給与の1.5倍以上」（ドイツ、フランス）などの要件が課されている。

して、また、家族の帯同を認める限り)、受入れ時に予測が難しく、政策的なコントロールの余地は乏しい。

本稿は、推計に基づき、財政への悪影響を低減する方策を示すことを目的とするので、「財政への貢献」に着目し、次の4タイプの外国人を想定する。

- ・外国人1： 若年期から日本に在留し、日本人の平均年収（年齢階層別）の1.5倍
  - ・外国人2： 若年期から日本に在留し、日本人の平均年収（年齢階層別）と同水準
  - ・外国人3： 若年期から日本に在留し、日本人の平均年収（年齢階層別）より低い（具体的には、特定技能から永住に至る外国人を想定）
  - ・外国人4： 50歳で来日し、日本人の平均年収（年齢階層別）と同水準
- いずれのタイプの外国人も、「財政への負荷」は標準的な水準と想定する。医療費・介護費は日本人の平均と同程度にかかり、また、外国人1～3は共働きで子ども2人と想定する。

以下、推計のために用いる詳細プロフィールを図1、また、年齢別の年収の推移を図2で示す。

図1 想定する外国人の詳細プロフィール

	経歴	現役時の年収	家族構成
外国人1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21歳で来日して留学ののち、25歳で日本で就職。その後、永住許可。</li> <li>・年金支給開始年齢<sup>6</sup>からは年金のみで暮らす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生時代は年収50万円のアルバイト。</li> <li>・就職後は日本の給与所得者の年齢階層別平均年収<sup>7</sup>の1.5倍。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28歳で同年収の妻と結婚して共働き。</li> <li>・30歳から子ども2人を扶養し、大学まで通わせる。</li> </ul>
外国人2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生時代は年収50万円のアルバイト。</li> <li>・就職後は日本の給与所得者の年齢階層別の平均年収。</li> </ul>	
外国人3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳で来日し、技能実習（3年）、特定技能1号（5年）、特定技能2号（それ以降）。その後、永住許可。</li> <li>・年金支給開始年齢からは年金のみで暮らす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30歳までは技能実習・特定技能の平均年収（それぞれ256万円・311万円）<sup>8</sup>。</li> <li>・30歳以降の年収は（上記データでは特定技能就業者の年齢層が若いことを考慮し）一般的の年齢階層別の推移と同比率で上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28歳で同じ特定技能の妻と結婚して共働き。</li> <li>・30歳から子ども2人を扶養し、高校まで通わせる。</li> </ul>

<sup>6</sup> 節IIIでは、年金支給開始年齢が65歳の場合、70歳に引き上げられる場合の2ケースを想定する。

<sup>7</sup> 国税庁『令和6年民間給与実態統計調査』第10表その6に基づく。

<sup>8</sup> 厚生労働省『令和6年外国人雇用実態調査』第4表に基づき、年収額を算出。

		していくと想定。	
外国人 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50歳で来日し（経営・管理ビザなど）、その後、永住許可。</li> <li>・年金支給開始年齢からは年金のみで暮らす。</li> </ul>	日本の給与所得者の年齢階層別の平均年収。	専業主婦の妻帶同。

図2 年齢別の年収の推移

年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69
日本人平均	283.4	409.9	453.1	488.0	523.4	549.1	569.3	582.8	482.4	377.3
外国人 1	50.0	614.9	679.7	732.0	785.1	823.7	854.0	874.2	723.6	566.0
外国人 2	50.0	409.9	453.1	488.0	523.4	549.1	569.3	582.8	482.4	377.3
外国人 3	278.0	311.1	343.9	370.4	397.3	416.8	432.1	442.4	366.2	286.4
外国人 4	-	-	-	-	-	-	569.3	582.8	482.4	377.3

※外国人3の「20-24歳」は、20-22歳（技能実習）：255.9万円、23-24歳（特定技能）：311.1万円。

※65-69歳は、年金支給開始年齢が70歳に引き上げられた場合のみ。

### III 財政への影響の推計

#### 1、推計の方法

財政への影響を長期的に算出することは厳密には不可能だ。税・社会保険料、医療、介護、年金などの諸制度は、今後数十年の間に大きな変更がなされる可能性があり、これらを見ることはできない。

その中で、現時点で予見できる範囲での目安として、以下の前提で推計を示す。

- 1) 賃金・物価は変動が見込まれるが、現行の貨幣水準（賃金水準）における累計額を示す。
- 2) 「財政への貢献」（所得税、住民税、社会保険料、消費税）は、現行制度を適用し、年収に応じた税・保険料額を算出する。
- 3) 「財政への負荷」（医療給付、介護給付、年金給付、教育経費等）は、基本的に現行制度を適用し、また、医療・介護など費用の水準は現状どおりとして、平均的な給付額等を推計する。

ただし、年金に関しては、

- ・給付水準は、現行方針に従い、「現状より1割減り」とすると想定し、
- ・年金支給開始年齢は、「65歳」のままの場合、「70歳」に引き上げられる場合の2ケース（いずれも給付水準は「現状より1割減り」）の推計を行う。

各項目の推計方法の詳細は別紙1で示す。

## 2、推計の結果

上記 1 に基づき、一人当たりの財政への貢献・負荷を推計すると、次の結果が得られる。  
なお、推計結果の詳細は別紙 2 で示す。

### 1) ケース A : 年金支給開始年齢 65 歳の場合

	外国人 1 (平均 × 1.5)	外国人 2 (平均賃金)	外国人 3 (特定技能)	外国人 4 (50 歳来日)
平均年間給与	761 万円	507 万円	373 万円	545 万円
生涯給与収入	304 百万円	203 百万円	168 百万円	82 百万円
財政への貢献	<b>144 百万円</b>	<b>91 百万円</b>	<b>75 百万円</b>	<b>19 百万円</b>
・所得税	14 百万円	4 百万円	2 百万円	1 百万円
・住民税	18 百万円	10 百万円	7 百万円	2 百万円
・社会保険料	98 百万円	65 百万円	53 百万円	13 百万円
・消費税	14 百万円	12 百万円	12 百万円	4 百万円
財政への負荷	<b>118 百万円</b>	<b>105 百万円</b>	<b>98 百万円</b>	<b>41 百万円</b>
・医療	30 百万円	30 百万円	30 百万円	23 百万円
・介護	6 百万円	6 百万円	6 百万円	6 百万円
・年金	56 百万円	44 百万円	39 百万円	12 百万円
・教育・子育て	26 百万円	26 百万円	23 百万円	0 円
差し引き	<b>26 百万円</b>	<b>-14 百万円</b>	<b>-23 百万円</b>	<b>-21 百万円</b>

### 2) ケース B : 年金支給開始年齢 70 歳に引き上げられた場合

	外国人 1 (平均 × 1.5)	外国人 2 (平均賃金)	外国人 3 (特定技能)	外国人 4 (50 歳来日)
平均年間給与	739 万円	493 万円	365 万円	503 万円
生涯給与収入	333 百万円	222 百万円	182 百万円	101 百万円
財政への貢献	<b>154 百万円</b>	<b>98 百万円</b>	<b>80 百万円</b>	<b>24 百万円</b>
・所得税	15 百万円	5 百万円	2 百万円	1 百万円
・住民税	19 百万円	11 百万円	8 百万円	2 百万円
・社会保険料	105 百万円	70 百万円	57 百万円	16 百万円
・消費税	14 百万円	12 百万円	12 百万円	5 百万円
財政への負荷	<b>107 百万円</b>	<b>99 百万円</b>	<b>92 百万円</b>	<b>41 百万円</b>
・医療	30 百万円	30 百万円	30 百万円	23 百万円
・介護	6 百万円	6 百万円	6 百万円	6 百万円
・年金	48 百万円	37 百万円	33 百万円	12 百万円
・教育・子育て	26 百万円	26 百万円	23 百万円	0 円
差し引き	<b>45 百万円</b>	<b>-1 百万円</b>	<b>-12 百万円</b>	<b>-18 百万円</b>

- すなわち、
- ・「外国人1」(平均年収の1.5倍)は、高齢期まで含む累計で、大幅なプラスになる。
  - ・「外国人2」(平均年収)は、高齢期まで含む累計で、大幅なマイナスになる可能性がある。給付の抜本的削減(年金支給開始年齢を70歳に引上げ)があった場合に、なんとか概ね収支均衡に近くなる。
  - ・「外国人3」(特定技能)は、高齢期まで含む累計では、大幅なマイナスになる。
  - ・「外国人4」(50歳で来日)も、高齢期まで含む累計では、大幅なマイナスになる。

#### IV 講すべき方策

上記IIIの推計結果を踏まえれば、以下の方策を講すべきだ<sup>9</sup>。

- 1) 日本人の平均年収を大きく上回る外国人(平均年収の1.5倍以上など)は、日本の経済社会と財政に大きく貢献する可能性が高く、永住の可能性も含め、より積極的に受け入れるべきだ<sup>10</sup>。
- 2) 一方、日本人の平均年収を下回る外国人は、若年期から日本で働き続けたとしても、高齢期まで含む累計では、財政にマイナスになる可能性が高い。よって、永住資格の付与は、日本人の平均年収以上の外国人に限るべきだ。一方、人手不足に対応した比較的低年収の外国人の受入れは、期間限定・家族帯同不可とすべきだ<sup>1112</sup>。

<sup>9</sup> 講すべき方策の提言は制度・規制改革学会有志(2025b)参照。また、方策のうち3)については、制度・規制改革学会有志(2025a)で医療費に限ったものだが設計試案を示している。

<sup>10</sup> なお、「日本人の平均年収の1.5倍の外国人」が40歳・50歳で来日して永住に至る場合についても、節IIIと同様の推計を行うと(来日時を除き、推計の前提は同一とする)、ケースA(年金支給開始年齢64歳)でそれぞれ、累計21百万円・13百万円の貢献超過になる。

<sup>11</sup> 年収は低くとも、若い外国人を家族帯同を認めて受け入れることで、少子化の改善になるとの議論の余地はある。しかし、年収の低い外国人の場合、高齢期まで日本で過ごすとすれば、少なくとも親世代に関しては、財政上はマイナスになる可能性が高い。また、仮に世代間で一定の格差継承がなされ、子ども世代も所得水準が低くなるとすれば(定住者などに関して、子どもの教育が不十分になることに伴いこうした可能性が指摘される)、子の世代も財政にマイナスになり、一人当たりGDPも低下させることになる。

<sup>12</sup> 「永住資格の厳格化」だけでなく、低年収の外国人は「期間限定・家族帯同不可」としておく必要がある。そうしなければ、長年日本で生活基盤を築き、子どもは日本で育った外国人家族が、働けない年齢に達した段階で帰国を余儀なくされるという人道的問題を生じさせることになる。

この観点で、現行制度には次の問題がある。

- ・永住許可に際し「年収 300 万円」が運用上の目安とされているが、低すぎる。「平均年収以上」とし、かつ、運用上の目安ではなく、法令ないしガイドラインで明記すべきだ。
- ・特定技能は、本来の制度趣旨は「熟練した中技能労働者に長期在留を認める」ことだったはずだが、現状では、年収水準の低い外国人労働者の受け入れに実際上広く用いられ、さほど難度の高くない試験により特定技能 2 号（通算上限期間の制限なし、家族帯同可）への移行、さらに永住への道が開かれている。2 号試験の厳格化などにより、本来の制度趣旨に沿った運用に改めるべきだ。
- ・高度人材向けの各種在留制度（通算上限期間の制限なし、家族帯同可）についても、真に日本経済に貢献する本来の高度人材を選別して在留を認めるよう、基準・運用を見直すべきだ。

3) 中高年（50 歳以上など）になって来日する外国人は、若年期からの財政への貢献が欠けているため、平均年収以上であっても、財政にマイナスになる可能性がある。よって、在留許可時に、在留期間中（永住許可時には生涯分）の平均的な医療・介護給付額の一括負担を求める制度を導入すべきだ。

---

## 別紙1 財政への貢献・負荷の推計方法の詳細

### 1、「財政への貢献」

#### 1) 所得税・住民税・社会保険料

- ・各年齢における年収に応じ、現行制度を適用して税・保険料額を算出する<sup>13</sup>。社会保険料は事業主負担を含む。
- ・また、外国人1～3（同年収の妻と共に働き）では、夫婦の税・保険料額は同額なので、これをそのまま一人当たりの税・保険料額とする。一方、外国人4では、夫婦で額が異なるため、世帯全体の税・保険料を算出し、これを折半した額を一人当たりの額とする。

#### 2) 消費税

- ・現行制度を適用し、総務省家計調査（2024年）および家計構造調査（2019年）を参考に世帯収入に応じた消費額および税額を推計したうえ<sup>14</sup>、夫婦で折半した額を一人当たりの額とする。

### 2、「財政への負荷」

#### 1) 医療給付

- ・医療給付は言うまでもなく個人差があるが、ここでは、図で示す「年齢階層別の平均医療給付額」がかかるものとする。
- ・「年齢階層別の平均医療給付額」に基づき世帯全体（夫婦および子ども）の医療費を算出し、折半した額を一人当たりの額とする（外国人1～3の場合、夫婦でそれぞれ子ども一人を扶養と扱うことになる）。
- ・「年齢階層別の平均医療給付額」は、厚生労働省「令和5年度国民医療費の概況」に基づき、次の手順で算出している（図参照）。
  - ア 「令和5年度国民医療費の概況」では、「年齢階層別の平均医療給付額」は示されていないが、以下のデータが示されている。
    - ・国民医療費の総額480,915億円。うち、給付分（公費負担医療給付、医療保険等給付、後期高齢者医療給付）421,814億円、患者等負担分59,101億円。
    - ・年齢階層別の国民医療費および一人当たり医療費（図のとおり）。
  - イ また、窓口負担率は、0～5歳：2割、6～69歳：3割、70～74歳：原則2割、75歳～：原則1割と定められている。ただし、これに加え高額療養費制度に基づく給付がなされるため、実際の負担率はこれよりも低い。
  - ウ 年齢階層別の国民医療費に上記の窓口負担率を掛け合算すると98,614億円となり、一方、実際の患者負担は59,101億円である。そこで、補正率( $59,101 \div 98,614$ )

<sup>13</sup> 原・黒澤・五島（2025）に基づき、外国人1～3は扶養控除・特定扶養控除、外国人4は配偶者控除も適用。

<sup>14</sup> 原・黒澤・五島（2025）参照。

=0.6) を各年齢の窓口負担率(1~3割)に掛け、各年齢の実質負担率とする。

エ (1-実質負担率)を、年齢階層別の人当り医療費に掛け、「年齢階層別の平均医療給付額」を推計する。

図3 「年齢階層別の平均医療給付額」の推計

年齢	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~	総計
国民医療費(億円)	11888	8273	7527	6631	6622	8325	10000	12190	14653	19979	26117	27965	31917	38904	58400	59767	55973	43090	32672	480915
窓口負担率	0.2	0.26	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	98614
国民医療費×窓口負担率	2378	2151	2258	1969	1987	2498	3000	3657	4396	5994	7835	8396	9575	11671	11680	5977	5997	4309	3267	59101
実質負担率	0.12	0.16	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.12	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
一人当たり医療費(万円)	29.09	17.10	14.34	12.07	10.62	12.85	15.67	17.30	18.87	21.92	27.06	33.80	42.52	53.06	66.24	79.97	94.95	108.29	119.68	
平均医療給付(万円)	25.60	14.43	11.76	9.90	8.71	10.54	12.85	14.19	15.47	17.97	22.19	27.72	34.87	43.51	58.29	75.17	89.25	101.79	112.50	

## 2) 介護給付

- 図で示す「年齢階層別の平均介護給付額」がかかるとする。
- 「年齢階層別の平均給付額」は、厚生労働省「介護給付費等実態統計(令和5年度)」に基づく年齢階層別の介護サービスおよび介護予防の保険給付総額・公費負担総額の総計を、年齢階層別的人口数(「人口推計」に基づく)で除して推計している。

図4 「年齢階層別の平均介護給付額」の推計

年齢階層	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~
介護サービスの保険給付総額(百万円)	235496	562884	960433	1732167	2576075	2424527
介護サービスの公費負担総額(百万円)	6531	12088	15669	19602	18768	12188
介護予防の保険給付総額(百万円)	8569	20726	35140	60156	72903	49996
介護予防の公費負担総額(百万円)	193	331	411	434	324	142
人口(千人)	7268	8198	7886	6138	3944	2809
平均介護給付額	3.45	7.27	12.83	29.53	67.65	137.11

## 3) 年金給付

- 現行の年金受給額は次の式で概算されるところ、1割目減りするとして推計する。  
比例報酬(平均年収×0.005481×加入年数)+基礎年金(83×加入年数/40)
- 年金支給開始年齢は、「65歳」の場合、「70歳」に引き上げられる場合の2ケースの推計を示す。

#### 4) 教育経費等

- ・子ども一人につき（外国人1～3は夫婦で一人ずつ扶養と考える）、教育につき次の金額（万円）の公的支出がなされるとして推計する。

幼稚園	小学校	中学校	高校	大学
129.1	93.9	108.3	125.4	74.9

※幼稚園から高校の金額は、「令和5年度文教費の概観」で示される一人当たり公的支出額。また、大学については、"Education at a glance 2024"に基づき算出（一人当たり 20,518 ドル×公的支出比率 37%×2021年為替レート 98.7 円／ドル。「文教費の概観」では大学病院費も含まれ過大になっているため）。

※0歳から保育園利用（夫婦ともに勤務し続ける）を想定しているが、ここでは幼稚園の数値を代用（保育園につき同様の統計が見いだせないため）。

※外国人の子どもに対する特別な支援に要する経費は考慮していない。

- ・外国人1・2について、本人の留学時の教育支出はカウントしていない。これは、教育の経費は親に対する支援と扱い、二世代でのダブルカウントを避けるためである。
- ・児童手当の給付も現行どおりとして推計する。

以上より、財政への貢献・負荷を年齢階層別に算出（89歳までの累計額を算出）する。

---

## 別紙2 財政への貢献・負荷の推計結果の詳細

図5 ケースA（年金支給開始年齢65歳）での推計結果の詳細

<ケースA（年金支給開始年齢65歳）>																			
外国人1	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計				
収入	50.0	614.9	679.7	732.0	785.1	823.7	854.0	874.2	723.6	224.8	224.8	224.8	224.8	224.8					
所得税	0.0	19.0	24.6	32.5	40.4	39.0	44.0	55.3	31.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1430.0			
住民税	0.0	31.8	36.2	40.1	44.1	42.1	46.6	51.0	39.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	1793.1			
社会保険料	18.2	184.5	203.9	219.6	235.5	247.1	256.2	262.3	217.1	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	9775.5			
消費税	4.4	18.1	24.1	25.0	25.8	26.3	26.6	26.8	24.9	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	1375.7			
医療給付	7.0	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	2988.9				
介護給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6				
年金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	224.8	224.8	224.8	224.8	224.8	224.8	5620.8			
教育の経費	0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	105.2	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2338.8			
児童手当	0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	246.0			
財政への貢献	22.6	253.3	288.8	317.2	345.8	354.5	373.4	395.3	312.6	42.2	42.2	42.2	42.2	42.2	42.2	14374.3			
財政への負荷	7.0	10.5	183.2	141.6	141.8	142.7	57.4	27.7	34.9	271.8	290.4	312.8	343.6	394.3	11798.1				
差し引き	15.7	242.8	105.6	175.6	204.1	211.8	316.0	367.6	277.8	-229.6	-248.2	-270.6	-301.4	-352.0	2576.2				
外国人2	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計				
収入	50.0	409.9	453.1	488.0	523.4	549.1	569.3	582.8	482.4	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8				
所得税	0.0	6.7	8.1	10.8	13.1	11.3	12.2	16.9	10.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	447.8			
住民税	0.0	18.4	21.3	23.5	25.8	24.6	26.1	29.7	23.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	997.9			
社会保険料	18.2	123.0	135.9	146.4	157.0	164.7	170.8	174.8	144.7	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	6498.2			
消費税	4.4	16.5	20.2	20.1	20.6	21.3	21.8	22.1	20.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1	1164.1			
医療給付	7.0	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	2988.9				
介護給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6				
年金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8	4369.7			
教育の経費	0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	105.2	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2338.8			
児童手当	0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	246.0			
財政への貢献	22.6	164.7	185.6	200.8	216.5	221.9	230.9	243.6	198.4	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	9107.9			
財政への負荷	7.0	10.5	183.2	141.6	141.8	142.7	57.4	27.7	34.9	221.8	240.4	262.8	293.6	344.2	10547.0				
差し引き	15.7	154.1	2.4	59.2	74.8	79.3	173.5	215.8	163.6	-194.4	-213.0	-235.5	-266.3	-316.9	-1439.1				
外国人3	20-22	23-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計			
収入	255.9	311.1	311.1	343.9	370.4	397.3	416.8	432.1	442.4	366.2	157.5	157.5	157.5	157.5	157.5				
所得税	2.2	3.8	3.8	4.7	5.4	6.3	5.2	5.5	7.8	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	233.7			
住民税	9.5	12.5	12.5	14.3	15.9	17.6	16.0	17.2	20.6	15.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	714.4			
社会保険料	76.8	93.3	93.3	103.2	111.1	119.2	125.0	129.6	132.7	109.8	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	5348.7			
消費税	21.6	24.5	23.6	17.2	18.5	19.9	20.1	20.2	20.2	18.3	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	1213.7			
医療給付	8.7	8.7	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	2997.6			
介護給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6			
年金給付	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	157.5	157.5	157.5	157.5	157.5	157.5	3938.2			
教育の経費	0.0	0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	75.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2039.1			
児童手当	0.0	0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	246.0			
財政への貢献	110.1	134.2	133.3	139.3	151.0	163.0	166.3	172.5	181.3	149.1	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	7510.4			
財政への負荷	8.7	8.7	10.5	183.2	141.6	141.8	112.7	27.4	34.9	204.5	223.1	245.5	276.3	327.0	9824.5				
差し引き	101.4	125.4	122.7	-43.8	9.4	21.2	53.6	145.1	153.6	114.2	-179.2	-197.8	-220.2	-251.0	-301.7	-2314.1			
外国人4	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計										
収入（夫）	569.3	582.8	482.4	68.3	68.3	68.3	68.3	68.3	68.3										
所得税（夫）	12.3	13.1	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								83.9		
住民税（夫）	25.5	26.4	19.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								179.4		
社会保険料（夫）	170.8	174.8	144.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8								1320.9		
収入（妻）	0.0	0.0	0.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0										
所得税（妻）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
住民税（妻）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
社会保険料（妻）	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8										
消費税（一人あたり）	15.1	15.1	14.9	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3								357.8		
医療給付	22.2	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	2264.2										
介護給付	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6										
年金給付	0.0	0.0	0.0	48.2	48.2	48.2	48.2	48.2	48.2								1204.2		
教育の経費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0.0		
児童手当	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0.0		
財政への貢献	119.4	122.2	101.3	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1								1942.0		
財政への負荷	22.2	27.7	34.9	95.1	113.7	136.2	167.0	217.6	4072.1										
差し引き	97.2	94.5	66.4	-86.0	-104.6	-127.1	-157.9	-208.5	-2130.1										

図6 ケースA（年金支給開始年齢 65歳）での財政への貢献・負荷の推移

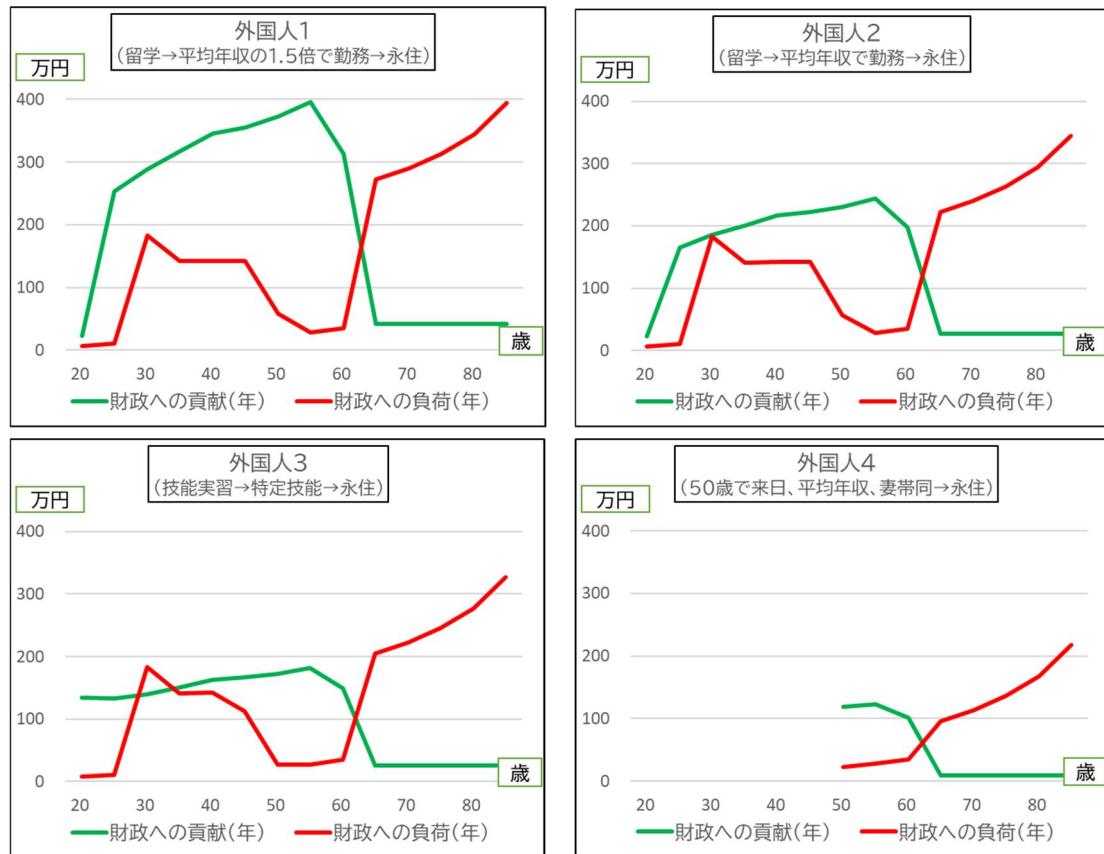


図7 ケースB（年金支給開始年齢70歳）での推計結果の詳細

<ケースB（年金支給開始年齢70歳）>																	
外國人1	年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計	
収入		50.0	614.9	679.7	732.0	785.1	823.7	854.0	874.2	723.6	566.0	238.8	238.8	238.8	238.8		
所得税		0.0	19.0	24.6	32.5	40.4	39.0	44.0	55.3	31.2	15.8	0.5	0.5	0.5	0.5		
住民税		0.0	31.8	36.2	40.1	44.1	42.1	46.6	51.0	39.5	28.6	6.7	6.7	6.7	6.7		
社会保険料		18.2	184.5	203.9	219.6	235.5	247.1	256.2	262.3	217.1	169.8	23.9	23.9	23.9	23.9		
消費税		4.4	18.1	24.1	25.0	25.8	26.3	26.6	26.8	24.9	21.7	14.9	14.9	14.9	14.9		
医療給付		7.0	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8		
介護給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6		
年金給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	238.8	238.8	238.8	4775.8		
教育の経費		0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	105.2	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
児童手当		0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
財政への貢献		22.6	253.3	288.8	317.2	345.8	354.5	373.4	395.3	312.6	235.9	46.0	46.0	46.0	15417.1		
財政への負荷		7.0	10.5	183.2	141.6	141.8	142.7	57.4	27.7	34.9	47.0	304.4	326.8	357.6	408.2		
差し引き		15.7	242.8	105.6	175.6	204.1	211.8	316.0	367.6	277.8	188.9	-258.4	-280.8	-311.6	-362.3		
															4464.0		
外國人2	年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計	
収入		50.0	409.9	453.1	488.0	523.4	549.1	569.3	582.8	482.4	377.3	184.1	184.1	184.1	184.1		
所得税		0.0	6.7	8.1	10.8	13.1	11.3	12.2	16.9	10.4	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0		
住民税		0.0	18.4	21.3	23.5	25.8	24.6	26.1	29.7	23.2	16.3	2.2	2.2	2.2	2.2		
社会保険料		18.2	123.0	135.9	146.4	157.0	164.7	170.8	174.8	144.7	113.2	14.0	14.0	14.0	14.0		
消費税		4.4	16.5	20.2	20.1	20.6	21.3	21.8	22.1	20.1	18.9	13.5	13.5	13.5	1199.9		
医療給付		7.0	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8		
介護給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6		
年金給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	184.1	184.1	184.1	184.1		
教育の経費		0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	105.2	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
児童手当		0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
財政への貢献		22.6	164.7	185.6	200.8	216.5	221.9	230.9	243.6	198.4	154.0	29.7	29.7	29.7	9788.6		
財政への負荷		7.0	10.5	183.2	141.6	141.8	142.7	57.4	27.7	34.9	47.0	249.7	272.1	302.9	353.5		
差し引き		15.7	154.1	2.4	59.2	74.8	79.3	173.5	215.8	163.6	107.1	-220.0	-242.4	-273.2	-323.9		
															-70.6		
外國人3	年齢	20-22	23-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計
収入		255.9	311.1	311.1	343.9	370.4	397.3	416.8	432.1	442.4	366.2	286.4	164.6	164.6	164.6	164.6	
所得税		2.2	3.8	3.8	4.7	5.4	6.3	5.2	5.5	7.8	5.3	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
住民税		9.5	12.5	12.5	14.3	15.9	17.6	16.0	17.2	20.6	15.6	11.2	0.5	0.5	0.5	0.5	
社会保険料		76.8	93.3	93.3	103.2	111.1	119.2	125.0	129.6	132.7	109.8	85.9	12.9	12.9	12.9	12.9	
消費税		21.6	24.5	23.6	17.2	18.5	19.9	20.1	20.2	20.2	18.3	15.1	12.7	12.7	12.7	12.7	
医療給付		8.7	8.7	10.5	38.5	28.6	27.2	27.9	27.4	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	
介護給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	603.6	
年金給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	164.6	164.6	164.6	164.6		
教育の経費		0.0	0.0	0.0	129.1	100.9	102.5	75.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
児童手当		0.0	0.0	15.6	12.0	12.0	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
財政への貢献		110.1	134.2	133.3	139.3	151.0	163.0	166.3	172.5	181.3	149.1	115.2	26.1	26.1	26.1	26.1	
財政への負荷		8.7	8.7	10.5	183.2	141.6	141.8	112.7	27.4	27.7	34.9	47.0	230.2	252.6	283.4	334.0	
差し引き		101.4	125.4	122.7	-43.8	9.4	21.2	53.6	145.1	153.6	114.2	68.3	-204.0	-226.5	-257.3	-307.9	
															-1202.2		
外國人4	年齢	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	累計							
収入(夫)		569.3	582.8	482.4	377.3	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0							
所得税(夫)		12.3	13.1	8.2	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						95.8	
住民税(夫)		25.5	26.4	19.9	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						211.9	
社会保険料(夫)		170.8	174.8	144.7	113.2	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8						1594.9	
収入(妻)		0.0	0.0	0.0	0.0	37.4	37.4	37.4	37.4	37.4							
所得税(妻)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
住民税(妻)		0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8							
社会保険料(妻)		15.1	15.1	14.9	9.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7							
消費税(一人あたり)		22.2	27.7	34.9	43.5	58.3	75.2	89.3	101.8	101.8							
医療給付		0.0	0.0	0.0	3.5	7.3	12.8	29.5	67.6	67.6							
介護給付		0.0	0.0	0.0	0.0	62.2	62.2	62.2	62.2	62.2							
年金給付		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
教育の経費		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
児童手当		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
財政への貢献		119.4	122.2	101.3	75.3	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0							
財政への負荷		22.2	27.7	34.9	47.0	127.7	150.2	180.9	231.6	231.6							
差し引き		97.2	94.5	66.4	28.3	-116.7	-139.2	-170.0	-220.6	-220.6							
																-1800.3	

## 参考文献

- ・原英史・黒澤善行・五島知佳（2025）『日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析』、アジア成長研究所ディスカッションペーパー
- ・原英史（2025a）『ファクトチェックのウソ 外国人犯罪は増えている』、月刊正論 2025 年 9 月号
- ・原英史（2025b）『外国人増で財政が改善？ 誤報が止まらない』、月刊正論 2025 年 10 月号
- ・制度・規制改革学会有志（2025a）『経済合理性に基づく「外国人の健康保険料ルール」の制度設計案』、2025 年 7 月
- ・制度・規制改革学会有志（2025b）『外国人政策に関する意見書』、2025 年 12 月